

指定訪問介護（第1号訪問事業）サービス重要事項説明書

王喜の郷ホームヘルパーステーションいるか

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護（第1号訪問事業）サービスを提供します。
事業所の概要、提供されるサービスの内容など契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所概要

事業所名称	王喜の郷ホームヘルパーステーションいるか		
主たる事務所の所在地	山口県下関市王喜本町6丁目1-12		
法人種別	社会福祉法人 緑樹会		
代表者	管理者 末谷 千秋		
指定番号/指定年月日	3570100903 / 平成12年9月1日		
連絡先	電話083-283-2834 FAX083-283-2060		
建物	鉄筋コンクリート4階建陸屋根1階一部		
	延べ床面積	35.00㎡	職員数 6名

2. ご利用の事業所で合わせて実施する介護保険事業

事業所の種類	指定年月日	指定番号	
通所介護（第1号通所事業）事業	平成12年4月1日	3570100671	
認知症対応型共同生活介護事業	平成14年4月1日	3570101125	
居宅介護支援介護事業	平成16年4月1日	3570101703	
小規模多機能型居宅介護事業	平成21年4月1日	3590103069	
認知症対応型共同生活介護事業	令和5年9月1日	3590104232	

3. 事業の目的と方針

事業の目的	ホームヘルパーが利用者の居宅を訪ね、その生活の場で家事、身体、移動などの介護を行う。
運営の方針	利用者が地域の中で日常生活を続けられるように支援をしていく。また自立を支援することで、その人らしい生活ができるように支えていく。

4. 職員の勤務体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1	
サービス提供責任者	2	
訪問介護員		
(1) 介護福祉士	2(再掲2)	3
(2) 介護職員初任者研修		1
(ヘルパー1級) 課程修了者		
(ヘルパー2級) 課程修了者		

※管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、従業者に対し、指揮命令を行う。

※サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護（第1号訪問事業）の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画・訪問型個別サービス計画の作成等を行う。

※訪問介護員は、指定訪問介護（第1号訪問事業）の提供にあたる。

5. 休業日・事業の実施地域

休業日	年中無休
営業時間	8:00~19:00
地域	下関市（旧市内、菊川町）・山陽小野田市（うち埴生）※離島を除く

6. サービス利用料金

※別紙の通り

7. 訪問介護（第1号訪問事業）サービス利用に当たっての留意事項

サービス提供を行う訪問介護員	サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。
訪問介護員の交替	①契約者からの交替の申し出 選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、特定の訪問介護員の指名はできません。 ②事業所からの訪問介護員の交替 事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとしします。
サービス内容の変更	サービス利用当日に、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容の変更を行います。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

8. 苦情申立

王喜の郷ホームヘルパー	苦情解決責任者	職名 管理者	末谷 千秋
	相談担当者	職名 サービス提供責任者	藤成 舞
	ご利用時間	8:00~19:00	

ステーションいるか	利用方法	担当者に直接または電話083-283-2834 FAX083-282-2060にて受付けます。担当者が不在の場合は訪問介護職員にお申付けください。
第三者委員	松本 靖廣	連絡先 080-8080-0857
公的機関へのご相談	<p>下関市福祉部介護保険課事業者係 住 所 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階 Tel 083-231-1371 Fax 083-231-2743 受付日時 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>山口県国民健康保険団体連合会 住 所 山口市朝田1980番地7 国保会館 Tel 083-995-1010 Fax 083-934-3665 受付日時 午前9時00分～午後5時00分(土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>山陽小野田市市民福祉部高齢障害課介護保険係 住 所 山陽小野田市日の出1丁目1番1号 Tel 0836-82-1172 Fax 0836-83-9082 受付日時 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>下関市東部地域包括支援センター 住 所 下関市王司上町1丁目2-20 Tel 083-249-2015 Fax083-248-2830 受付日時 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>下関市福祉部長寿支援課支援係 住 所 下関市南部町1番1号 下関市役所本庁舎西棟2階 Tel 083-231-1340 Fax 083-231-1948 受付日時 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く)</p>	

9. 秘密保持

契約書に定めるように、従業者は正当な理由のない限り、知りえた利用者及びその家族の秘密を他に漏らしません。ただし利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携をはかるなど正当な理由がある場合には利用者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

10. 緊急時及び事故発生時の対応

事業所への連絡	社会福祉法人緑樹会 王喜の郷ホームヘルパーステーションいるか 083-283-2834
関係者への連絡	ご家族、市町村、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所へ速やかに連絡します。
損害賠償の方法	財団法人介護労働安定センター賠償責任保険より填補されます。

11. 虐待防止に関する事項

虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、研修を実施し、訪問介護員等に周知徹底をします。措置を適切に実施する為、責任者を置きます。
責任者職名：管理者、氏名：末谷 千秋
事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村及び地域包括支援センターに通報するものとします。

12. 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護事業の提供継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を講じます。

13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。事業所において訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

※提供するサービスの第三者評価の実施は行っておりません。

令和 年 月 日

重要事項説明書について説明を受け、内容に同意の上で交付を受けました。

利用者 _____ 家族 _____ (続柄 _____)

代筆者 _____ (続柄 _____)

重要事項説明書を説明し、同意の上で交付を行いました。

王喜の郷ホームヘルパーステーションいるか

(サービス提供責任者) _____